

小布施町環境整備施設設置補助金交付要綱

昭和 62 年 4 月 1 日

告示第 12 号

改正 平成 13 年 3 月 23 日告示第 36 号 平成 18 年 4 月 1 日告示第 25 号  
令和 6 年 3 月 25 日告示第 13 号 令和 7 年 3 月 10 日告示第 27 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、生活環境公衆衛生の向上及び河川並びに地下水の保全を図るため、家庭廃棄物の減容、減量処理又は資源回収に要する経費に対し補助金を交付することについて小布施町補助金等交付規則（昭和 46 年小布施町規則第 6 号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の基準及び補助額)

第 2 補助の基準及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(申請手続)

第 3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式）を町長に提出するものとする。

(再申請手続)

第 4 補助金の再交付を受けようとする者は、以前に補助金の交付を受けた日から起算して 5 年を超え、当該処理機器等が使用不能となっているときは、再申請することができる。

(検査及び補助金交付)

第 5 町長は、第 3 の申請があったときは検査を行ない、適当と認めた者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消及び返還等)

第 6 町長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

附 則

家庭排水簡易浄化施設設置補助金交付要綱（昭和 49 年小布施町告示第 5 号）は、廃止する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日告示第 36 号）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日告示第 25 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日告示第 号）

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日告示第 号）

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日告示第 13 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 10 日告示第 27 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

補助の基準	補助限度額
○ 電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器等（水切り、乾燥堆肥化及び微生物の働きで分解させるものを含む。） 1台（1組）につき 設置費の2分の1以内	30,000円
○ 資源回収用テント、オーニング設置 1基につき 購入、設置費の3分の1以内	30,000円